

平成30年度
第7回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

平成30年11月22日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

平成３０年度第７回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	平成３０年１１月１５日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	平成３０年１１月２２日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成３０年１１月２２日 １３時３０分			議 長	山 本 範 夫
	閉 会	平成３０年１１月２２日 １４時３５分			議 長	山 本 範 夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 １８名 欠 席 １名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	三 浦 美恵子	○	１１	藤 村 勇 三	○
	２	日 戸 重 雄	○	１２	立 柳 優	○
	３	小山田 和 義	○	１３	高 橋 由 則	○
	４	高 橋 正 志	▲	１４	古 川 美枝子	○
	５	國 司 功	○	１５	藤 原 純 子	○
	６	大 森 直 子	○	１６	松 村 勝 彦	○
	７	熊 澤 威 人	○	１７	竹 田 和 夫	○
	８	伊 藤 友 美	○	１８	石羽根 正 志	○
	９	菊 田 健 生	○	１９	山 本 範 夫	○
	１０	中 村 一 彦	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 5 番	國 司 功	議席番号 1 3 番	高 橋 由 則
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	畑 山 直 巳		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	根 守 緑		
	農業振興係主任	高 橋 武 士		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（畑山事務局長）

御起立願います。相互に礼をお願いします。「礼」

農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の次のページをご準備願います。憲章前文の朗読を、議席番号3番小山田和義委員にお願いします。朗読の後に引き続き全員でご唱和願います。それでは、小山田委員お願い致します。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

次に、欠席委員のご報告をいたします。総会資料2ページをご覧ください。本日、欠席委員はございません。従いまして、欠席委員数ゼロ、2番の出席委員数19名となります。

それでは、会長、進行を宜しくお願い致します。

議長（山本会長）

ただ今から平成30年度八幡平市農業委員会第7回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定によりまして議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には5番 國司功 委員と13番 高橋由則 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、平成30年度八幡平市農業委員会第7回総会の会期につきましてお諮りいたします。

第7回総会の会期は平成30年11月22日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、平成30年度第7回総会の会期は、平成30年11月22日の1日間

とすることに決定致しました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から平成 30 年度第 9 回の運営委員会報告を行います。事務局お願いします。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の 3 ページをお開き下さい。平成 30 年度第 9 回運営委員会報告を致します。平成 30 年 11 月 9 日（金）午前 9 時 30 分から八幡平市役所 3 階大会議室におきまして行われました。内容は、3 項目の報告及び連絡を行いました。内容は、4 ページと 5 ページに記載しております。続きまして、2 項目の協議を行いました。内容は、5 ページから 9 ページに記載をしております。主な協議内容についてご説明を致します。次のページをお開き下さい。平成 30 年度第 9 回運営委員会における主な協議内容となります。要点のみとさせていただきます。

4 ページの左上をご覧ください。3. 報告・連絡事項となります。

1 項目目、平成 30 年 11 月以降の主な会議・行事についてです。事務局より、資料に沿い説明を行いました。質疑と回答の内容について記載しております。

4 ページの左下をご覧ください。2 項目目、平成 30 年度関係行政機関等（市）に対する意見提出についてです。事務局より、資料に沿い説明を行いました。

5 ページの左上をご覧ください。3 項目目、翌年度農作業労賃と機械利用標準額表の策定スケジュールについてです。事務局より、資料に沿い説明を行いました。なお、詳細につきましては後ほど開催される農業委員会会議の中でご説明をします。

5 ページの左中ほどをご覧ください。4. 協議事項となります。1 項目目、あっせん事業における農業委員・推進委員・農地コーディネーターの関わり方についてです。事務局より、資料に沿い説明を行いました。運営委員会では当分の間農業委員 2 名があっせん委員となって推進委員から情報を得るか推進委員に動いてもらってあっせんを進める方法で運用し不備が生じたら協議をするという案としました。今後の運用方法について後ほど開催される農業委員会会議で協議を行うものです。なお、詳細についても農業委員会会議の中でご説明をします。

7 ページの左中ほどをご覧ください。2 項目目、農業委員と推進委員の先進地視察研修の実施についてです。事務局より資料に沿い説明を行いました。本来であれば農業委員会会議でご協議をいただく内容でしたが、視察研修の実施を来月に予定しており日程上余裕が無かったため、運営委員会での実施の決定及び候補地の選定をお願いしたものです。農業委員皆様のご了承をお願いします。協議の結果、農業委員の研修は農地の集約を優先した研修とし、推進委員の研修は集約の前段階の集積を研修することとしました。協議に関する質疑と回答の内容は記載したとおりです。なお、詳細につきましては、後ほど開催される農業委員会会議の中でご説明をします。

9 ページの左上をご覧ください。5・その他です。4 名の委員から質問内容及び要請が出されました。資料 10 ページをお開き下さい。

以上、平成 30 年度第 9 回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。平成 30 年 11 月 22 日。運営委員長 山本範夫。

詳細につきましては、後ほどご確認をお願い致します。以上となります。

議長（山本会長）

ただいまの「平成 30 年度第 9 回の運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

次に、農地法に関する業務報告を行います。事務局報告願います。

事務局（根守農地調整係長）

それでは、会議資料の 11 ページをご覧ください。平成 30 年 10 月 25 日から平成 30 年 11 月 21 日までの業務報告をさせていただきます。1) から 6) までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。続きまして、7) の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 11 月 14 日の水曜日でございます、11 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は 8 番委員 伊藤友美 委員、9 番委員 菊田健生 委員、12 番委員 立柳優 委員の 3 名でございます。また、事務局からは高橋主任、古川主事、私の 3 名が随行しております。8) の農地・非農地判断に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 11 月 12 日の月曜日でございます、35 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は農業委員 3 番委員 小山田和義 委員、11 番委員 藤村勇三 委員、18 番委員 石羽根正志 委員、19 番委員 山本範夫 委員、推進委員からは 25 番委員 工藤弘道 委員、26 番委員 齊藤政身 委員の 6 名でございます。また、事務局からは高橋主任、私の 2 名が随行しております。のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただいまの報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

はい、報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なし、という声。次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするように願います。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の、採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 6 件となっております。

申請番号 1、大更第 3 地割 30 - 1、畑、2,712 m²を含む 13 筆 39,854 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで水稻等を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 2、松尾第 7 地割 7 - 1、畑、4,375 m²を含む 3 筆 7,459 m²です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで世帯で水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 3、帷子第 7 地割 30 - 9、田、1,848 m²を含む 13 筆 26,044 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで自己保全管理していた農地です。権利取得後も同様に管理予定とのことです。

申請番号 4、松木田 80 - 1、畑、1,410 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 5、松尾第 5 地割 5 - 3、田、336 m²を含む 25 筆 53,574 m²です。親子間の贈与による所有権の移転です。申請地は今まで世帯で水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号 6、栗木田 10 - 4、畑、464 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後はそばを作付け予定とのことです。

申請地の明細については次の 3 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号 12 番 立柳優 委員にお願いいたします。

12 番（立柳委員）

12 番の立柳優です。現地調査報告を行います。

申請番号 1 番ですが、位置は、西根インターチェンジから東へ半径約 3.6 k m の地点に点在しています。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水

稲等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

続きまして、申請番号2番ですが、位置は、松野小学校から西へ約250mの地点及び松野小学校から西へ約2.1kmの地点です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から半径約2.0kmの地点に点在しています。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、自己保全管理していた農地です。権利取得後も同様に管理予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、小屋の畑駅から南へ約800mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、松尾八幡平インターチェンジから北へ半径約1.8kmの地点に点在しています。贈与による親子間の所有権移転です。申請地はこれまで、世帯で水稻等を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、田山保育所から北へ約1.8kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が自己保全管理していた農地です。権利取得後はそばを作付け予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

よろしく願います。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」の声、認めまして、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。本案について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、平笠第2地割66-5、畑、497㎡でございます。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、居宅1棟、駐車場が計画されております

関係資料の3ページをご覧ください。申請番号1の農地区分ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落の接続が確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。次に現地調査結果の報告を議席番号12番 立柳優 委員にお願いいたします。

12番（立柳委員）

現地調査報告を行います。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約1.2kmの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は申請人の祖父の所有地で、他に住宅建築可能な土地を所有していないことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものでは無いことから、「許可相当」と判断して参りました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、「許可相当」として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

関係資料の3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、松尾寄木第18地割104-1、畑、152㎡でございます。現況は、自宅の庭として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。

申請番号2、松木田239-8、畑、197㎡でございます。現況は、作業小屋が建設され宅地として利用されておりました。

申請番号3、松木田248-2、畑、108㎡でございます。現況は、作業小屋が建設され宅地として利用されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 立柳優 委員にお願いいたします。

12番 (立柳委員)

現地調査報告を行います。

申請番号1番ですが、位置は寄木小学校から西へ約1.2kmの地点です。現況は、自宅の庭として隣接する宅地と一体的に利用されておりました。申請地は、昭和59年頃に宅地との境界を確認せずに庭として使用しており、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR小屋の畑駅から南へ約1.3kmの地点です。現況は、作業小屋が建設され宅地として利用されておりました。申請地は、昭和60年頃に国道用地として買収された残地で農業用の作業小屋を建て利用しており、転用の許可は必要ないと思い込み、手続きを怠っていたとのことでした。

続きまして、申請番号3番ですが、位置は、JR小屋の畑駅から南へ約1.3kmの地点です。現況は、作業小屋が建設され宅地として利用されておりました。申請地は、平成8年頃に申請人の亡くなった父が農地とは知らずに作業小屋を建て利用しており、農地法の許可が必要なことを知らなかったとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地への復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。ご着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。平成30年11月2日付で八幡平市長から農地・非農地の判断を求められている案件は35件ございます。

番号1、兄川256-17、田、1,649㎡です。

番号2、兄川256-11、田、1,839㎡です。

番号3、兄川1-1、田、1,265㎡です。

番号4、大又沢口 56 - 3、畑、203 m²です。

番号5、大又沢口 40 - 1、田、574 m²です。

番号6、沖ノ平 31 - 1、田、171 m²です。

番号7、館市 38 - 1、田、317 m²です。

番号8、館市 38 - 4、田、310 m²です。

議案の 11 ページになります。

番号9、小岩井 1 - 2、田、1,734 m²です。

番号10、赤平 28 - 1、畑、287 m²です。

番号11、赤平 4、畑、2,105 m²です。

番号12、中の平 13、畑、1,799 m²です。

番号13、中の平 31 - 1、田、335 m²です。

番号14、中の平 16 - 3、畑、869 m²です。

番号15、佐比内 36 - 2、田、339 m²です。

番号16、佐比内 34 - 2、田、94 m²です。

番号17、戸鎖 63 - 1、畑、1,470 m²です。

番号18、戸鎖 165 - 1、畑、1,760 m²です。

番号19、戸鎖 166 - 2、畑、871 m²です。

番号20、長坂 36 - 1、田、1,986 m²です。

番号21、戸鎖 148 - 92、田、2,101 m²です。

番号22、相沢 11、田、7,277 m²です。

番号23、小峠 47、田、1,309 m²です。

番号24、不動川原 34 - 44、畑、1,115 m²です。

番号25、不動川原 34 - 49、畑、3,645 m²です。

番号26、馬揚沢 82 - 48、畑、3,478 m²です。

議案の 13 ページになります。

番号27、藍野々道ノ上 92、畑、564 m²です。

番号28、杉沢 116 - 70、畑、2,374 m²です。

番号29、田沢 90 - 21、田、4,081 m²です。

番号30、越戸 87、畑、4,982 m²です。

番号31、越戸 83 - 1、畑、789 m²です。

番号32、越戸 75、田、2,729 m²です。

番号33、越戸 58、田、2,640 m²です。

番号34、越戸 63 - 2、畑、1,701 m²です。

番号35、越戸 36 - 3、畑、6,039 m²です。

今回の 35 件はすべて、平成 30 年 8 月 31 日までに実施した農地法第 30 条に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断した農地となります。

業務報告において報告したとおり、平成 30 年 11 月 12 日月曜日に現地調査を実施しております。

現地調査にあたりましての農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準については、平成 20 年 4 月 15 日付け 19 経営第 7907 号による農林水産省経営局長通知の「耕作放棄地に係

る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」という通知に従い、

1、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

2、1以外の場合であって、その土地の周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

の2点の観点で調査委員が判断していることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

次に、現地調査結果の報告を議席番号11番 藤村勇三 委員にお願いします。

11番（藤村委員）

はい、11番の藤村勇三です。農地・非農地の判断に係る現地調査の報告をいたします。

件数が多いので、位置については関係資料を用いて説明します。

番号1番から番号16番まではJR兄畑駅を中心に半径約4.5km以内に点在しております。詳細については、関係資料の17ページから18ページをご確認ください。

番号1番と2番ですが、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態で農地への復元が著しく困難であると思われます。

番号3番ですが、農地を取り囲むように木が生い茂っていましたが、道路に隣接した農地で耕作は可能であると思われます。

番号4番ですが、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態で農地への復元が著しく困難であると思われます。

番号5番ですが、数本、木が茂っていましたが、進入路もあることから耕作は可能であると思われます。

番号6番ですが、高速道路下で国道・高速道路の残地でありましたが、耕作は可能であると思われます。

番号7番と8番ですが、周辺を山林に囲まれていましたが、耕作は可能であると思われます。

番号9番ですが、周辺を山林に囲まれており、周囲の状況からみて農地に復元しても継続利用することができないと思われます。

番号10番から14番までですが、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態で農地への復元が著しく困難であると思われます。

番号15番と16番ですが、数本の木は茂って森林の様は呈していませんでしたが、進入路がなく、周囲の状況からみて農地に復元しても継続利用することができないと思われます。

番号17番から番号28番まではJR田山駅を中心に半径約3.5km内に点在しております。詳細については、関係資料の19ページから20ページをご確認ください。

番号17番から番号21番までですが、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態で農地への復元が著しく困難であると思われます。

番号22番ですが、周辺を山林に囲まれており、周囲の状況からみて農地に復元しても継続利用することができないと思われます。

番号23番から番号28番までですが、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態で農地への復元が著しく困難であると思われます。

番号 29 番から番号 35 番までは J R 横間駅から北西に半径約 4.8 km 内に点在しております。詳細については、関係資料の 21 ページから 22 ページをご確認ください。

番号 29 番から 32 番までですが、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態で農地への復元が著しく困難であると思われます。

番号 33 番ですが、農地を取り囲むように木が生い茂っていましたが、耕作は可能であると思われます。

番号 34 番と 35 番ですが、周辺を山林に囲まれ、既に山林の状態で農地への復元が著しく困難であると思われます。

以上のことから、3 番、5 番、6 番、7 番、8 番、33 番を除く案件は農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しない「非農地」とであると判断してまいりました。以上です。審議を宜しくお願いします。報告を終わります。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。はい、事務局。

事務局（畑山事務局長）

ちょっと事務局から、現地調査頂いた報告について、確認でございます。議案の 10 ページから 13 ページ迄が議案として説明した内容で、現地調査を頂いた内容でございます。藤村委員から現地調査をいただいた内容をもう一度確認を致します。今回、13 ページ迄 35 件ございますが、この中で非農地と判断をしないと、まだ、農地として活用できるというふうに判断をした部分が 3 番、5 番、6 番、7 番、8 番、33 番。もう一度申し上げます。（番号繰り返し）これは、農地としては活用されていなくても、まだ、農地として戻す事ができると、いう風な事で今回このリストには載ってございますが、非農地の判断はしないという風な事でございます。ここ除いて農地と、だよと、というふうにご提案を致したところでございますので、これを受けて質疑・討論をして頂きまして、採決をして頂ければ宜しいという事でございます。

藤村委員、以上間違い無いという事で宜しいですね。

11 番（藤村委員）

はい。

事務局（畑山事務局長）

では、議長進行お願い致します。

議長（山本会長）

議案第 4 号の質疑・討論を。はい。

12 番（立柳委員）

12 番立柳優です。ここずっと私農業委員を長くやっていて、こうゆう風な大きな案件は初めてですけども、これ畑、田、山林とかを書いてあるがこれは、それなりの理由があって、恐らく耕作をしなかったという事が。これは、高齢化が進んで働く事ができなかったから、こうゆう形

になんたんでしょうか。まず、これからお聞きしたい。やっぱり、そこまで調べていないとね、只々山林だというふうな事で、判断はなかなかできないと思いますけどもね。

議長（山本会長）

事務局、対応お願いします。

事務局（根守係長）

長年の調査の結果で、既に山林化されていたものと思われそうですが、いつの段階で山林化になったのかというのは、現在残っている資料では確認はできません。あくまでも、農地パトロールを経過して山林化されています、という報告を受けて、既に何年か経過していた経緯があるんですけれども、それに対して今まで農地、非農地の判断を下さいという中身での、農林課の方からも上がってきておらなかったし、こちらの方からも非農地の判断をさせて欲しいという中身で、協力依頼をしていたわけではありません。ただ、先月の総会でもかかりましたけれども、農地適正化に関する指針の中で、非農地の判断をして行きますというのを指針の中で謳いましたので、その指針に従いまして今年度から35年までは計画的に非農地の判断を進めて行くという事になりました。以上です。

12番（立柳委員）

12番立柳です。今のお話も分かりますが、私たち農業委員は、なぜ農業委員をやっているかというと、こうゆう風な放棄地を無くする、放棄地にならないように一生懸命自分の地域を回って目配りをしているわけですけどもね。これだけの案件が有るという事は、はっきり言って、先輩の農業委員の人達が、かなり仕事を怠っていたと言わざるをえないと思うんですよ。やっぱり高齢化が進んで結局耕作できなかったというような人もあろうかと思えますけどもね。で、もう一つお聞きしますけども、今局長さんが、35、33とかと言いましたけども、ここの土地の所有者は耕作ができるような状態なんでしょうか。それとも、もう高齢化が進んでどなたかに耕作をしてもらわなければならないような土地なんでしょうか。

事務局（根守係長）

詳細については、問い合わせ等を行っておりませんが、今回非農地の判定をするに当たって、現地調査を行う一週間ほど前に、こちらの方から現地調査に入ります、という通知文書は所有者さんに対して行っております。その際に、問い合わせ等については1件有りましたが、あくまでもその1件については、非農地判断された後の手続きはどうなりますか、という確認のお電話でしたので耕作ができません、できると言ったような内容ではございませんでした。ただ、今回議案として提案しておりますけれども、現在確認している状況については、所有者さんのお名前、年齢については議案の方に載せております。なので、その年齢からいくと耕作ができる方もいるかと思えますし、耕作がちょっともう不可能かなという年齢の方もいらっしゃると思いますので、そちらについては、この後、判断した後になりますけれども、丁寧に指導等をして行きたいと考えております。以上です。

12番（立柳委員）

12 番の立柳です。私、なぜこうゆう風に諄くお聞きしたかと言いますと、私も含めて農業委員ですから、こうゆう風にならないように、本当に目配りをしながら地域を、地域の方々とお話をしながら進めて行くという事ですし、また、新人の農業委員さんもね、たくさん今度入られましたのでね、やっぱり農業委員とか推進委員の仕事は、こうゆう放棄地を無くする、という事があれですので、私もこうゆう風に地域をならないようにね、一生懸命頑張りたい、という風に思っています。色々と諄く聞いて本当に申し訳ございませんでした。以上です。

議長（山本会長）

質疑・討論、その他ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決します。本案について、3 番、5 番、6 番、7 番、8 番、3 3 番の案件を除き非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

議長（山本会長）

起立多数です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 4 号『耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について』は、3 番、5 番、6 番、7 番、8 番、3 3 番の案件を除き非農地と判断することに決定いたしました。

○議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

16 ページをご覧ください。今月の申請は、4 件となっております。

賃貸借権の設定です。申請番号 1、松尾寄木第 31 地割 405 - 1、畑、1,670 m²を含む 5 筆 13,384 m²です。申請番号 2、松尾寄木第 30 地割 39、畑、189 m²を含む 4 筆 1,547 m²です。

中間管理事業を活用した所有権移転です。申請番号 3、大更第 39 地割 533、田、3,394 m²です。申請番号 4、大更第 39 地割 460、田、2,477 m²を含む 3 筆 9,380 m²です。

申請地の明細については次の 17 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。ご着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 5 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 6 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』

議長（山本会長）

次に、議案第 6 号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（根守係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 19 ページをご覧ください。今月の権利移動のあっせん申請は、貸借のあっせんが 1 件と売渡のあっせんが 2 件の合計 3 件です。

申請番号 1、大更第 31 地割 377 - 2、田、2,496 m²を含む 2 筆、6,785 m²です。

申請番号 2、荒木田第 11 地割 34 - 2、田、2,045 m²です。

申請番号 3、松尾第 1 地割 416 - 1、畑、1,790 m²を含む 15 筆、10,169 m²です。

申請地の明細については、次のページの申請筆別明細をご覧ください。

続いて、申請の内容について説明いたします。

関係資料の 38 ページをお開きください。申請番号 1 ですが、位置は、西根総合支所から東へ約 2.4 km の地点となります。申請者は、盛岡在住のため、賃貸借により水稻を作付けしていた農地でしたが、契約継続を希望しておりましたが、今年 11 月に耕作できなくなったということで解約されております。自身が高齢で盛岡市好摩に住んでいるため、耕作が困難で、農作業に従事するのは自分しかなく、今後、耕作・管理するのは難しいと考えております。自分自身で周囲の人に声をかけてみましたが断られてしまったため、あっせんを申し出ました。年間 5 千円で 5 ～ 6 年間の賃貸借を希望しておりますが、売買でも構わないとのこと。売渡の場合は、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのこと。

関係資料の 41 ページをお開きください。申請番号 2 ですが、位置は、西根第一中学校から北西へ約 700m の地点となります。当該農地の耕作者が自分自身の農地と勘違いして水稻を作付けしており、農林課で調べたところ、所有者が京都府在住の申請者とわかり、所有農地について協議したところ、あっせんを申し出ました。売渡を希望しております。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのこと。

関係資料の 44 ページをお開きください。申請番号 3 ですが、位置は、柏台小学校から南東へ約 1.2 km 地内となります。申請地は、自身で牧草を作付けしている農地です。申請者は岩手町に在住のため、農地までが遠く、年々管理が難しくなってきたと感じてましたが、将来もっと管理できなくなると、農地を荒らすしかないと考えております。自身も高齢となり、後継者がいないので、あっせんを申し出ました。売渡を希望しておりますが、貸借でも構わないとのこと。売渡の、時期、価格については相手方と相談をして決めたいとのこと。売渡が成立するまでは、自己保全管理を続けていくとのこと。

併せて、関係資料の 13 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。以上、よろしくお願いします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑を行います。なにか質問ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑を終わります。それでは、この申し出の「農地あっせん」を行うこととして決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

全員起立です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて』は、農地移動適正化あっせん事業実施要領4に基づく「農地あっせん」を行うことに決定されました。

これより、「あっせん委員の指名について」をお諮りいたします。

本案あっせん農地は、西根南地区および西根北地区ならびに松尾地区の属地でありますので、その地区の方々があっせん委員になることが望ましいと思いますが、どなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

2番（日戸委員）

2番 日戸重雄 です。

申請番号1番ですが、あっせん農地は西根南地区の属地となりますので、私と議席番号16番 松村勝彦 委員の二人で受けたと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（山本会長）

西根北地区は。

10番（中村委員）

議席番号10番の 中村 一彦です。

申請番号2番ですが、あっせん農地は西根北地区の属地となりますので、私と議席番号7番 熊澤威人 委員の二人で受けたと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いします。

12番（立柳委員）

議席番号12番の 立柳 優です。

申請番号3番ですが、あっせん農地は松尾地区の属地となりますので、私と議席番号18番 石羽根正志 委員の二人で受けたと思います。委員の皆さんにも情報がありましたら、私どもへ提供いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

それでは、農地移動適正化あっせん事業実施要項8に基づきまして、「あっせん委員」には、申請番号1番、西根南地区、2番 日戸重雄 委員、16番 松村勝彦 委員、申請番号2番、西根北地区、10番 中村一彦 委員、7番 熊澤威人 委員、申請番号3番、松尾地区、12番 立柳優 委員、18番 石羽根正志 委員を指名いたします。

議案第7号「農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて」は、以上のように決定いたしました。他の委員におかれましても、この「あっせん農地」に係る「情報提供」のご協力をお願いいたします。

6 閉会（14時35分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了致しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、平成 30 年度第 7 回八幡平市農業委員会総会を閉会と致します。

ご協力ありがとうございました。

事務局（畑山事務局長）

終わります。

ご起立願います。

相互に礼をお願いします。「礼」。ご苦労様です。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年12月25日

会 長 _____

3 番 委 員 _____

1 1 番 委 員 _____

平成30年度

第7回八幡平市農業委員会総会

日 時 平成30年11月22日（木）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

○八幡平市農業委員会憲章の唱和

前文朗読：議席番号3番 小山田 和義 委員

唱 和：全委員

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

（1）第9回運営委員会報告

（2）農地法に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 耕作放棄地全体調査に係る農地・非農地の判定について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせんについて

6 閉 会